広 告 掲 載 仕 様 書

（ネット広告媒体資料）

◆ネット広告について

名　　称	福岡市ホームページ ＵＲＬ：*https://www.city.fukuoka.lg.jp/*
内容（説明）	福岡市ホームページへのバナー広告の掲載 （画像で表示された情報とし、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものを含む。）
広告掲載場所	日本語トップページ、大ジャンルページ、福岡市政だより WEB 版等
広告掲載枠数	２０枠
広告掲載期間	令和９年４月１日　～　令和 10 年３月 31 日 ※メンテナンスや障害等により福岡市ホームページの公開が停止する期間についても、掲載期間に含まれるものとする。
アクセス件数 又は送信数	４９６，３７４件／月（日本語トップページ） （令和８年４月から令和８年９月までの平均値であり、掲載期間のアクセス件数を保証するものではありません。）
セールス ポイント	・【人口】福岡市：約 167 万人（市推計人口令和８年 10 月１日現在） 福岡都市圏：約 261 万人（令和２年国勢調査結果） ・大ジャンル（分類）を切り替えるタブを選択すると、選択直後の全ての大ジャンルページにおいて広告が表示される。 ・大ジャンル以外にも、市民生活に密着したページにおいて広告が表示される。 ・市政情報を幅広く市民へ伝える広報紙福岡市政だより WEB 版に表示される。
担当部署	福岡市市長室広報戦略室広報課

◆広告の規格について

・「令和９年度福岡市ホームページ広告掲載に関する仕様書」のとおり

広告掲載にあたっての遵守事項	・「福岡市広告事業実施要綱」「福岡市広告事業実施要領」及び「福岡市ネット広告表現ガイドライン」に則ること。 ・JIS 規格（JIS X 8341-3:2016）の AA に準拠させること。
版下入稿締切	・掲載の２週間前までに「福岡市ホームページ広告掲載承認願兼検査調書」を広報課に提出し、承認を得ること。（令和９年４月１日掲載分を除く） ・原稿の入稿前に内容の審査を受け、完全版下（データ）で入稿すること。

◆申込みについて

申込対象	広告代理店（１社による２０枠の買い切り）
申込方法	・広告申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参してください。 ・福岡市競争入札参加有資格者（以下、「福岡市登録業者」という。）は、登録番号を記入してください。福岡市登録業者は、添付書類の提出は不要です。 ・福岡市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。 ただし、今年度中に福岡市が行った他の広告公募にお申込みの際に提出済の場合、添付書類の再提出は不要です。 ※福岡市登録業者以外の方で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの（提出日前3か月以内に発行された原本）も併せて提出してください。 ア直接持参の場合 下記申込先に、直接持参してください。 イ郵送の場合 (1)郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行ってください。 ⅰ 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可） ⅱ 総務省の認可を受けた特定信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの (2) 応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きしてください。 ※電子メールでの提出はできません。
申込締切	ア　直接持参の場合：令和８年 12 月 11 日（金）　15 時 イ　郵送の場合　　：令和８年 12 月 10 日（木）　＜必着＞
広告料金	・広告代理店からお支払いいただく年間の金額（税込）で、製作費などは含まれません。 ・広告料金は四半期に分けてお支払いいただきます。 支払時期（予定）： 第１期　令和９年７月末頃 第２期　令和９年 10 月末頃 第３期　令和 10 年１月末頃 第４期　令和 10 年４月末頃 ・本件は最低予定価格：年額 4,200,000 円（税込）を設定します。
選定方法	・原則として、最も高い広告料金をご提示いただいた広告代理店を選定します。 ・複数の広告代理店から最も高い広告料金をご提示いただいた場合、その代理店の中からくじにより選定します。くじを行う日時は改めて通知します。

申込先	財政局財産有効活用部財産活用課 〒810-8620　福岡市中央区天神1-8-1 ℡ ０９２－７１１－４５７９ ／ FAX ０９２－７１１－４８３３ Ｅメール　zaisankatsuyou.FB@city.fukuoka.lg.jp 担当：大熊、椛嶋
ホームページ 問合せ先	市長室広報戦略室広報課 〒810-8620　福岡市中央区天神1-8-1 ℡ ０９２－７１１－４０１６ ／ FAX ０９２－７３２-１３５８ Ｅメール　koho.MO@city.fukuoka.lg.jp 担当：藤岡、川原

令和９年度福岡市ホームページ広告掲載に関する仕様書

１．広告掲載に関する仕様

（１）概要

① 所管

福岡市市長室広報戦略室広報課

② 広告

画像で表示された情報とし、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものを含む。

③ 広告スペース（掲載ページ）

以下のとおり。

※広告掲載位置については【別紙】参照

バナーの種類	掲載ページ	位置・枠数
バナーＡ	日本語トップページ （アクセス数：約５０万件/月）	下段　１５枠
バナーＢ	・大ジャンルの６ページ 【１】くらし・手続き 【２】子育て・教育 【３】健康・医療・福祉 【４】観光・魅力・イベント 【５】創業・産業・ビジネス 【６】市政全般 （アクセス数：約１１万件/月） ・大ジャンルの下層にある２０ページ 【１】ネットで手続き 【２】マイナンバー 【３】届出・証明・税金（戸籍・住民票など） 【４】住まい・引越し 【５】結婚・離婚 【６】死亡 【７】環境・ごみ・リサイクル 【８】防犯・モラルマナー・交通安全 【９】地域の活動・ＮＰＯ・ボランティア 【１０】人権・男女共同参画 【１１】文化・スポーツ・生涯学習 【１２】相談・消費生活 【１３】仕事・就職 【１４】農林水産・食 【１５】衛生・動物愛護 【１６】教育 【１７】キッズコーナー（子ども向けホームページ） 【１８】健康・医療・年金 【１９】高齢・介護 【２０】福祉・障がい者 （アクセス数：約１１万件/月） ・福岡市政だより WEB 版年間約３，０００ページ （アクセス数：約４０件/月）	下段　　５枠

※アクセス数は、令和８年４月～令和８年９月の平均値（月件数）

２．広告の規格・制作上の注意

（１）広告の規格については、以下のとおり。

バナーの種類	サイズ	ファイル形式	容量
バナーＡ	180px × 60px	GIF、JPG、PNG 形式	１バナーにつき 150KB 以内
バナーＢ	360px × 240px	GIF、JPG、PNG 形式	１バナーにつき 150KB 以内

※バナーＢは、上記サイズで提出されたデータを、広告枠の大きさに合わせて掲載する（大ジャンル、大ジャンルの下層ページは 180px × 120px、福岡市政だより WEB 版は、260px × 178px のサイズとする）。

（２）バナーＡについては、広報課との事前の協議により、管理運用上支障のない範囲内で枠を統合して枠数を変更することで、以下の規格での掲載も可能とする。

バナーＡの種類	サイズ	ファイル形式	容量
縦統合バナー	180px×120px	GIF、JPG、PNG 形式	１バナーにつき 150KB 以内
横統合バナー	360px×60px	GIF、JPG、PNG 形式	１バナーにつき 150KB 以内

（３）広告バナーファイルの作成に際しては、ウェブアクセシビリティに係る JIS 規格（JIS X 8341-3:2016）の AA に準拠させること。特に、文字と背景のコントラスト比の確保やアニメーション GIF の使用（５秒以内で停止）等に注意すること。

（４）広告主の指定するリンク先から、市のリンク元ページにブラウザの「戻る」ボタンで戻れないような細工が施されているものは不可とする。

（５）alt 属性は、alt 属性としての用途を著しく逸脱しないこと、画像の内容やリンク先を説明するものであること、会社名や施設名、店舗名などを表示することとする。また、バナー画像の中に含まれている文字を使う場合は、テキストの長さは全体として適切な長さになっていること。

（６）制作上の留意事項は、以下のとおり。

広告掲載にあたっての遵守事項	「福岡市広告事業実施要綱」「福岡市広告事業実施要領」及び「福岡市ネット広告表現ガイドライン」に則ること。
版下入稿締切	・掲載の２週間前までに「福岡市ホームページ広告掲載承認願兼検査調書」を広報課に提出し、承認を得ること。（令和８年４月１日掲載分を除く） ・原稿の入稿前に内容の審査を受け、完全版下（データ）で入稿すること。

３．広告の掲載期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

（１）原則として、広告１バナーあたりの掲載期間は１ヶ月以上とし、広告の変更のタイミングは各月１日とする。

（２）メンテナンスや障害等により福岡市ホームページの公開が停止する期間についても、掲載期間に含まれるものとする。

４．その他の条件等

（１）バナー広告掲載ページのアクセス数、各バナーのクリック数については、広報課が広告事業者に毎月報告するものとする。

（２）広告掲載内容については、広告事業者の責任とし、福岡市は責任を負わない。

（３）広告掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度、広報課と協議すること。

（４）福岡市ホームページは、現在のレイアウト・デザインから一部変更する可能性がある（広告枠は除く）。

５．契約期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

【別紙】福岡市ホームページ
広告掲載イメージ

〇福岡市トップページ



バナーA

縦統合または横統合バナーを掲載する場合、その場所は左上部のみとする。

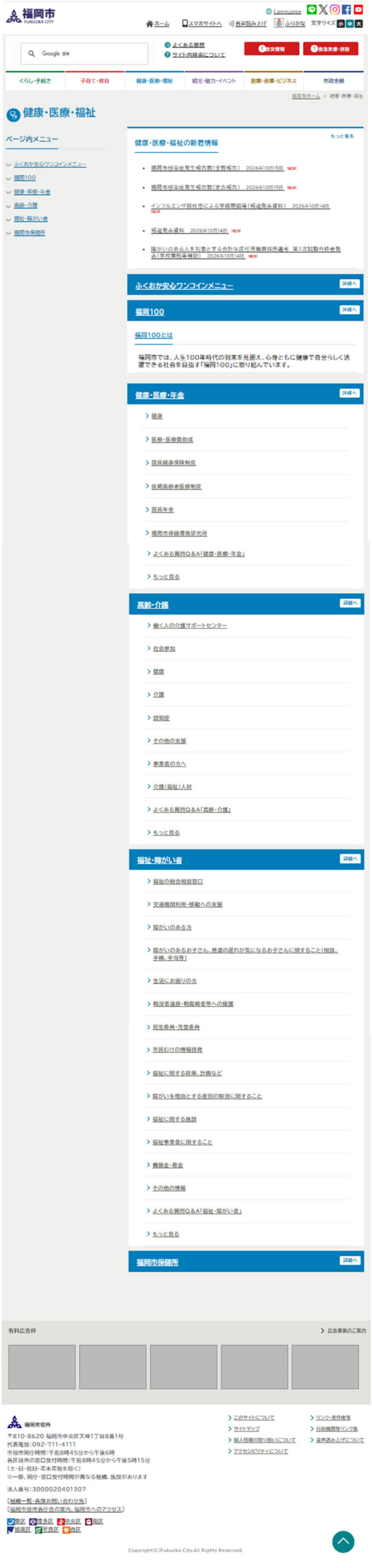
※縦統合バナーを掲載する場合



※横統合バナーを掲載する場合



○大ジャンル6ページ



【別紙】福岡市ホームページ
広告掲載イメージ

【別紙】福岡市ホームページ
広告掲載イメージ

〇大ジャンルの下層にある 20 ページ



【別紙】福岡市ホームページ
広告掲載イメージ

○福岡市政だより WEB 版

